

公取委審査規則（案）

（文書の写しによる提出等）

第三十四条の二【新設】

法第四十七条第一項各号に掲げる処分に基づき提出すべき物件は、次に掲げる場合、次の方法により提出することができる。この場合において、当該処分の名宛人は、次の方法に基づく正当な理由のあるものである旨を明らかにして物件を提出しなければならない。

当該物件が、当該処分の名宛人に対する法の適用についての助言及び助言の求めに係る当該名宛人とその代理人（代理人となろうとする者を含む。）との間における通信の内容又は要旨を記した文書であって、当該名宛人が代理人に対して第三者への開示を禁じており、当該処分に係る命令書の送達を受けるまでの間に任意に第三者へ開示したこともないものである場合 当該通信の内容又は要旨に係る記載を省略した文書の写しを提出する方法

2 公正取引委員会は、前項の処分の名宛人が前項の方法により書面の写しを提出した場合において前項の場合に該当することについて調査を行う必要があると認めるときは、前項の処分をした審査官の求めに基づき、審査官を指定して当該調査を行わせることができる。この場合において公正取引委員会は、前項の処分をした審査官の求めに基づき当該名宛人に対して書面により通知することにより、当該調査を行うため必要な物件を提出するよう求めることができる。

3 第一項の処分をした審査官は、第一項の場合に該当することについて調査するため必要な物件が破棄又は隠匿されることを疑うに足りる十分な理由がある場合で、急速を要し公正取引委員会による前項の通知を求めることができないときは、その理由を告げて当該物件の提出を求めることができる。この場合には、提出を受けた物件に直ちに封印をしたうえで、公正取引委員会に対して前項の審査官の指定を求める手続をしなければならない。公正取引委員会が前項の調査のため審査官を指定しない場合には、当該物件を直ちに還付しなければならない。

4 公正取引委員会は、第一項の処分に係る第九条第二項第一号記載の事件について第七条第三項の審査官に指定されている者（指定されていた者を含む。）に、第一項の処分に係る第二項の調査を行わせることができない。

5 公正取引委員会は、第一項の処分に係る第九条第二項第一号記載の事件について第二項の調査を行った者を、当該事件について第七条第三項の審査官に指定することができない。